

平成28年11月 教育委員会臨時会会議録

1 開会の日時

平成28年11月24日（木） 午後5時30分

2 出席委員

荒川由美子	委員長
三浦溥太郎	委員長職務代理者
森武洋	委員
小柳茂秀	委員
青木克明	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原日出夫
教育総務部総務課長	大川佳久
学校教育部長	伊藤学
学校教育部スポーツ課長	三橋政義

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の大要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に青木委員を指名した。

日程第1 『地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく意見照会について』

委員長 議題とすることを宣言

(総務課長)

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく意見照会について、ご説明いたします。

平成28年11月7日の総合教育会議において、学校における体育を除くスポーツに関する事務を市長部局に移管することについて、調整が図られました。この事務の移管については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づき、条例の定めるところにより、移管を行うこととなるため、市長が平成28年第4回市議会定例会において、横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定議案を提出する予定です。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項では、地方公共団体議会は前項の条例の制定または改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない、とされております。

このため、お手元の照会文書のとおり平成28年11月21日付け、横須賀市議会議長から平成28年第4回市議会定例会に提出される予定の横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案に対する意見照会がありました。

本日の議事は市議会からの意見照会に対する教育委員会の回答についてご審議をお願いするものでございます。

次に、条例案についてご説明いたします。

お手元の照会文書を1枚おめくりいただきまして、横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案の1ページをご覧ください。

第1条趣旨ですが、本条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務に係る職務権限の特例に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条、職務権限の特例ですが、本条例により市長に移管する事務は、スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く）とすることを規定するものです。

次に、附則についてご説明いたします。

第1項、施行期日ですが、本条例の施行日は、平成29年4月1日でございます。

第2項、経過措置ですが、移管するスポーツに関する事務にかかるもののうち、条例施行の際、教育委員会が行った処分等で、現にその効力を有するものまたは条例施行日前に教育委員会に対してなされた申請等については、本条例施行日以後は、市長が行った処分等、または市長に対してなされた申請等とみなす経過措置について規定するものでございます。

次に第3項以降ですが、スポーツに関する事務の移管に伴い、スポーツ推進審議会条例、体育功労者選考委員会条例及び体育会館条例において、所要の条

文整理が必要になるため、本条例の附則においてこれら関係条例の一部改正を行うものです。

第3項から第5項までは、事務の移管に伴うスポーツ推進審議会条例の一部改正及び一部改正に伴う経過措置として規定するものであります。

2ページをお開きください。

第6項から第8項までは、事務の移管に伴う体育功労者選考委員会条例の一部改正及び一部改正に伴う経過措置について規定するものでございます。

最後に、第9項ですが、事務の移管に伴う体育会館条例の一部改正について規定するものです。

以上で市議会からの意見照会に関する事項及び横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(三浦委員)

この条文だけしかないので、元の文がないので、ちょっと覚えていませんので申しあわせないんですけども、これで全部漏れとか齟齬とか、そういうことはないんでしょうか。確認されていますか。

(総務課長)

今回、改めて総務部行政管理課の法規担当に確認し、私も確認しておりますので、漏れはありません。

(討論)

(三浦委員)

まず、この条例そのものについては、異議はないと思います。総合教育会議のときも同じことを言わせていただきましたけれども、やはりスポーツは子どもから大人まで継続して行うものですし、将来学校におけるスポーツもやはり日本のオリンピック等の大きな大会ということを考えても、やはり学校でも非常に大切な教育の1つの柱だと思います。

ですから、大人になってから、社会に出てからのスポーツ、学校におけるスポーツとともにやはりつながるものであるように、ぜひこれは教育委員会の学校に関する部分とそれから市長側の社会的なものと一貫して、つまりあまりちぐはぐがないように、ぜひ努力していただきたいと思います。

(森武委員)

私のほうも条例案については、異議はございません。

補足といたしましては、条例案が可決された場合におかれましては、市長部局内の組織もこの機会になるべく早く一元化していただいて、一元化された組織と教育委員会が連携する形で、市全体としてこれまで以上にスポーツの振興が図られるような形で進めていっていただければということを望みたいと思います。以上です。

(小柳委員)

私も総合教育会議で言わせていただいたことと同じような内容になりますけれども、今回の条例は、目的も素晴らしいと思います。

その中で、特にご留意していただきたいのはやはり学校施設の目的外使用、今まででは目的外使用という形で学校の体育館や校庭を社会教育、生涯教育という観点から開放してきた。そして法令上は教育委員会が裁量権を持っていますが、ほとんどの場合は権限を委託して校長に判断していただいている。それを今回、どういった形になるかというところは今後細かい部分を決めていただくと思いますけれども、やはり学校施設というのは基本的には教育のためであるという根本を堅持するという観点から、学校教育上の支障のない限りというそういった裁量の幅が今まで広く認められていたというようなところが極端に狭くならないように、将来校長先生がやりにくくならないような形での運用になるような形をまずは仕組んでいただければというふうに考えています。よろしくお願いします。

(青木教育長)

この意見照会につきましては、私どもと市長が協議調整を行いました総合教育会議の趣旨に則っておりますし、前回定例会において審議した条例案に沿っているということで、本条例案についても異議はないというのが意見でございます。

また、今、各委員から移管後の事務執行についてご意見をいただきました。私としては事務をあずかる立場として今まで教育委員会が担ってきた教育行政の一部が市長部局に行くわけですけれども、市民に対してそれらが齟齬を来すことがないように、いわゆる行政サービスの低下が起きないように市長事務局と十分に調整を図りながら、移管事務そのもの、スポーツ行政とともに協力していきたいと思っております。以上でございます。

(荒川委員長)

ありがとうございます。

では、ただいま各委員からご意見をいただきましたが、私も条例案についてはこの案で問題ないと思います。これまでの議論での申し述べてきたことですが、移管後は社会体育と学校体育が市長部局と教育委員会で所管が分かれることとなります。組織の形が異なることになりますが、これからも相互の組織で情報交換、意思疎通を密接にし、市民の方、利用者の方にご不便をかけることのないよう、またこれまで以上にスポーツの振興が図られるように努めていただけたらと思います。

それでは、ここで照会に対する回答について、ご提案いたします。

回答の案文につきましては、委員長及び教育長により案を用意しておりますので、案文を配布してよろしいでしょうか。

では、お願いいいたします。

案文配付 案文を書記が朗読

(三浦委員)

これに対する意見といいますか、教育委員会と市の両方の連絡を密にすること、そういう注文といいますか、それはどういう形で伝わるんですか。市議会に。

(総務課長)

今回の照会は条例案に対しての意見を求めるということでございます。それに付随して、さまざま委員の皆様からご意見をいただいた内容、例えば総合教育会議でいただいた内容はきちんと議事録にして公表されます。また議会に向けては、これまで教育委員会会議の中でご意見いただいた、今後の留意事項などは議会のほうに我々事務局からしっかりと資料として提出して、伝えてまいりたいと思っております。

(三浦委員)

それはどういう形で議会に出すんですか。

(総務課長)

議会には教育委員会から一般報告事項という形で提出します。これまでの教育委員会の検討結果ということで、先般教育委員会で報告させていただいた留意事項などを記載した資料を議会に提出したいと思っております。

(小柳委員)

今の三浦先生のお話で、例えばここにそれぞれの発言を要約して付記するという方法もあると思います。ただ、この後、本日残された短い時間で、要約するのは難しいと思いますので、ここに今まで教育委員会で検討した結果は、別紙議事録のとおりというような一言を加えるのはいかがでしょうか。

委員長 懇談に入ることを宣言

委員長 懇談を解くことを宣言

(荒川委員長)

では、案文調整をしましたので、修正した案文について総務課長のほうから読んでいただくということで、よろしいですか。

(総務課長)

記の以降でよろしいですか。

平成28年11月7日の横須賀市総合教育会議において、市長と教育委員会はスポーツに関する事務（学校における体育に関するこ除く）について、移管後も学校体育と社会体育との連携に留意をしつつ、一層のスポーツ推進を目指すことで移管に関して協議し、調整が図られましたので、条例案に異議はありません。

修正案に対し質問・討論なく、採決の結果、日程第1は、「総員挙手」をもって、修正案どおり可決・確定する。

(委員質問なし)

6 閉会及び散会の時刻

平成28年11月24日（金） 午後7時13分

横須賀市教育委員会

委員長 荒川由美子